

# 図書教材新報

Books  
teaching  
materials  
magazine

Vol.251

今月の特集

①教育委員会あて 学校における教材採用に関する要望文書（P. 5）  
著作権に関する学校への指導要請文書（P. 6～8）

図書教材新報  
Books teaching materials magazine

2026.3.25 Vol.251 (total 1880号)  
1956年1月5日 創刊 毎月25日発行

## 教育実習指導者の専門性とは

第37期学校教材調査会理科専門委員  
東京学芸大学先端教育人材育成推進機構教授

宮内 卓也



学生対象の教育実習事後アンケートを読むと、多くの学生が教育実習をきっかけに教職の意義や魅力に気づいていることがわかります。一方、教職の重責や多忙さ、自身の課題に直面し、葛藤する様子もうかがわれます。教育実習が学生に与えるインパクトがきわめて大きいことを実感します。

本学では「教育実習指導者の専門性」豊かな省察の手がかりのために」と題した教育実習指導者の資質・能力に関する指標を作成し、Web上に公開しました。教員の資質・能力に関わる指標はさまざまな場面で見かけることがあります。教育実習指導者に関する具体的な指標は見あたりませんでした。ときどき、「名選手、名コーチにあらず」という言葉を耳にすることがありますが、教育実習においても、教員（名選手）の資質・能力に加えて、教育実習指導者（名コーチ）の資質・能力が存在するのではないかと考えてい

ます。

この指標は教育実習指導を担当される先生方の省察の視点として活用いただくことを願って作成されたもので、教育実習指導者の個々の資質・能力を評価することを意図したものではありません。作成にあたっては、識者によるトップダウンではなく、全国で教育実習指導に奮闘されている先生方の声を集め、指導者による指導者のための指標を目指しました。検索いただき、ご覧いただけたら幸いです。

学校現場の先生方におかれましては、本来の勤務に加え、学生への教育実習指導にご尽力いただき、感謝の気持ちでいっぱいです。その営みが後進の育成に大きく寄与しているものと感じています。教育実習の経験をきっかけとしながら、より多くの有為な人材が学校現場に向けて巣立つくれることを期待しています。



物流事情の文書では、地域によっては今年も運送会社による集荷時間の早まりや出荷制限といった傾向が続くことが予想され、学校用教材の納品にも影響が出てくると思われるため、所管の小・中学校及び先生方への周知を要請している。

学校における教材採用に関する要望文書、学校用教材に関する対外宣伝チラシ、著作権に関する学校への指導要請文書は、5〜8ページで紹介しています。

2月7日

**全**「教材フェスティバルin大阪」を開催

過去最高の来場者を記録

近畿ブロック小学部会（向畑勇一部会長）では、全図協事業である教師向けセミナーのひとつとして「教材フェスティバルin大阪」を大阪市「アウイーナ大阪」で開催した。

第13回目と

なった今回は、近畿各府県を中心に教職員、学生で約320名と過去最高の来場者を記録し、メーカー、販売店、スタッフなどを含めると総勢920名が来場した。



教材フェスティバル

出版社、教具メーカーによる教材展示ブースが設けられ、図書教材やデジタル教材の展示のほか、各社の担当者からはデジタル教材の実機体験やそれぞれの特徴や指導例の提案等が行われた。また、タイトル版画や粘土などの教具を使用した実演等も行われた。

午前10時の開会直後から大勢の教職員が来場され、終日会場は熱気に溢れ冷房をフル稼働しても追いつかないほどの大盛況となった。

2月12日（中学校）、26日（小学校）

**日中**・小学校編集部長会を開催

中学校編集部長会（幹事長・山口直人教育同人社取締役）では、第2回部長会を、小学校編集部長会（幹事長・矢田恵理子日本標準取締役企画編集部マネージャー）では、第5回部長会を「協会会議室」で開いた。

会議では、中・小学ともに、教著協との協議、共同許諾申請、教育行政の動向や教材の在り方、教材の複製や公衆送信に関する問い合わせへの対応、広報活動、校務支援・採点支援システムへの対応、日本教材学会との連携等について状況確認と検討を行った。

2月14日

**学**理事会を開催

次年度事業計画・予算案を策定、産学連携事業を充実

日本教材学会（澤崎眞彦会長）では、オンラインで第3回理事会を開催した。

当日は、5月の総会に向けて、今年度の事業報告や、次年度の事業計画・予算案の承認を行った。特に、事業計画では、産学連携事業として、

会員所属大学等における日図協・全図協の学校用教材展示企画や、教師による教材の主體的な採択尊重のための研究者・教師・出版社・販売店による課題研究会の設置企画などを承認した。また、来年度の研究発表大会を、10月17・18日に聖徳大学で開催することを確認した。

2月19日

**全**ブロック小学部会長と小学校営業部長会

との意見交換会を開催

ブロック小学部会（委員長・向畑勇一近畿ブロック代表）では、新学期前の出版社営業部長との意見交換会をオンラインで開いた。

当日は、新学期に向けた対応として、自治体採択デジタル教材への対応やICT導入状況調査、生成AIに関する情報交換のほか、ブロック小学部会及び営業部長会からの要望事項への対応、業界の諸課題への対応について協議、意見交換を行った。

2月28日

**学**関東甲信越支部総会・研究会を開催

教育DX時代の教材の可能性をテーマにシンポジウム

日本教材学会関東甲信越支部（支部長・埼玉大学大学院増田有紀准教授）では、総会・研究会をさいたま市「埼玉大学大久保キャンパス」で開催した。

研究会では、シンポジウム「教育DX時代の教材の可能性ーデジタルとアナログの共存を考えるー」として、教科毎に研究者・実践者（教師や教材出版社）がペアとなって登壇した。登壇者からは、学習課程の本質的などころか

2025年度 拠出金一覧表 (小学校2学期)

(円)

協会名	拠出金額	協会名	拠出金額
北海道	162,713	福井	39,190
青森	78,237	京都	56,219
岩手	85,617	奈良	36,918
秋田	67,843	大阪	110,699
山形	59,839	和歌山	56,180
宮城	101,620	兵庫	137,557
福島	146,313	広島	230,064
茨城	283,212	鳥取	49,624
栃木	175,110	島根	42,589
群馬	55,953	山口	84,646
埼玉	505,958	徳島	29,401
千葉	168,572	愛媛	20,403
東京	677,764	高知	47,397
山梨	9,516	福岡	252,674
静岡	78,202	佐賀	51,069
三重	117,184	長崎	85,952
長野	181,707	熊本	140,077
新潟	64,769	大分	86,641
富山	24,198	宮崎	39,732
石川	39,792	鹿児島	90,519
		合計	4,771,670

**全拠出金、2025年度小学校2学期分を  
集金・納入**  
2025年度小学校拠出金の2学期分が加盟7社より集金され、477万1,670円納入された。昨年に比べ微減となっている。事務局より各協会へは3学期分とまとめて5月に送金する予定である。

ら、デジタルが目的化することなく、デジタルを含めた適切な教材・ツールを教科の特性もふまえ、選択・活用していくという観点をもった発表がされ、これからの教材の研究・開発だけでなく、教材の価値役割の発信をしていくうえで、有意義な研究会となった。

\* \* \*

〓 都道府県協会 会員だより 〓

☆ 入会社 ☆

埼玉県：いろいろ教材部（狭山市）

☆ 代表者・商号・住所変更のあった会員 ☆

へ代表者変更

長野県：（有）佐久教材社（佐久市）

新代表：金子賢太郎

☆ 退会社 ☆

埼玉県：（有）雲寿堂（幸手市）

心が動く、その先へ。  
**秀学社**



**デジタル版 美術資料**

タッチしてみよう！



美術のガイドライン



表現



鑑賞



美術の歴史



美術の心づけ



美術の材料

Copyright © 2025

**デジタル版 色彩事典**



実際の絵の具のように、色を選んで混ぜて試せる！

**絵の具混色シミュレーション**

リアルな絵の具の混色(減法混色)に近づけたコンテンツです！

「ヒトになじみやすい色」  
「子どもにも発見！」

2026年3月1日

都道府県・市町村・特別区教育委員会  
教 育 長 様  
学校教育担当課長 様

一般社団法人日本図書教材協会  
会 長 辻 村 哲 夫  
一般社団法人全国図書教材協議会  
会 長 細 谷 美 明

学校における教材採用について（要望）

平素より学校教育の発展にご尽力されていますことに心より敬意を表します。また、小・中学校における教材の採用・活用について種々ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、テスト、ドリル、ワーク、資料集などの学校用教材（図書教材・デジタル教材）は、子どもたちの豊かな学びや先生方の適切な指導のために、また法令の趣旨に照らしましても、地元販売店が届ける多種多様な教材見本の中から、各学校においてその実情に応じて主体的に判断し採用することが極めて重要なことと考えております。

特にデジタル教材は、紙の教材と比べ内容面を確認することが難しいため、実際に指導に当たる先生方の目を通した丁寧な教材選びが欠かせません。

現在、自治体においてデジタル教材を一括契約・採用し、管下の学校で使用しているケースがございます。このような対応は、それぞれの教育方針や地域実情に応じたものであると思われませんが、上記の教材の意義に鑑みずとも、各学校・先生方による教材の採用・活用を尊重していただくことが何よりも望まれるものと考えます。このことについては、全国の多くの先生方から自ら採用した教材を活用したいといったご要望をいただいております。

つきましては、「学校・先生方の主体的な判断を尊重した教材の採用」という基本的な考え方を尊重した教育委員会としての柔軟なご対応、ご配慮をお願い申し上げる次第であります。

当協会加盟出版社では、良質な図書教材・デジタル教材を豊富にラインナップしており、予算面も含めて、各学校の多様なニーズに十分応えることが可能です。

学校用教材についてご理解を深めていただくためのチラシ4種（知ってほしい学校用教材の採択のこと、学校用教材の価値・役割のこと、学校用教材の供給のこと、学校用デジタル教材のこと）を同封します。教材の採用に当たって、ぜひ参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

【チラシ（4種）】

日頭版・全図版 知ってほしい 学校用教材の採択のこと
教育委員会は、どのように選定されているのでしょうか？
教科書採択は、関係機関が協議して決定されています。
教科書採択は、関係機関が協議して決定されています。
教科書採択は、関係機関が協議して決定されています。

日頭版・全図版 知ってほしい 学校用教材の価値・役割のこと
学校用教材は、何をどのように使っていますか？
学校用教材は、何をどのように使っていますか？
学校用教材は、何をどのように使っていますか？

日頭版・全図版 知ってほしい 学校用教材の供給のこと
学校用教材は、どのように学校へ届くのでしょうか？
学校用教材は、どのように学校へ届くのでしょうか？
学校用教材は、どのように学校へ届くのでしょうか？

日頭版・全図版 知ってほしい 学校用デジタル教材のこと
現在、加盟校の学校用教材にデジタル教材もあります
現在、加盟校の学校用教材にデジタル教材もあります
現在、加盟校の学校用教材にデジタル教材もあります。

1. 著作権法では、学校用教材の無断複製・公衆送信は、教育目的であっても認められていません  
著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等)第1項は、学校の先生方が、公表された著作物を「授業の過程における利用に供すること」を目的として複製・公衆送信することを必要の限度で認めております。しかし、同項には、「当該著作物の種類及び用途…に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」との「ただし書」があります。そのため、教材出版社の「商品」としての学校用教材をそのまま、あるいは加工して無断で複製・公衆送信して児童・生徒に利用させる行為は、まさにこの「ただし書」に該当し、教材出版社の利益を不当に害するものとして禁止されています。学校用教材については採用の有無にかかわらず、原則として無断複製・公衆送信は認められていません。(著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」12ページ参照)

また、文部科学省の事務連絡文書「1人1台端末により撮影した教材の画像データを活用した学びについて」(令和4年11月24日付)においては、「ドリルやワークブックなど児童生徒等が一人一点ずつ購入することを想定して販売されている教材を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信すること…は著作権者等の利益を不当に害するおそれがある」との記載もあります。

2. 学校用教材の見本は、適切な御採用をお願いするためのものです

小・中学校で最も多く見られる違法複製は、教材出版社が無償で提供する見本(又は少数の採用分)を児童・生徒数分そのまま複製し、「授業の過程における利用に供する」ことです。特に問題視しておりますのは、提供された見本がそのまま複製・使用され、本来採用されたはずの「商品」としての教材が採用されなくなることです。

教材出版社が小・中学校に現物見本をお届けしているのは、学校管理規則などの定めに従って、より適切な教材を採用していただくための教育的な配慮によるものです。その見本を複製複製して利用することは、違法である以前に、教育に携わる者として許されるべきではないと考えております。

3. 学校用教材は、「授業目的公衆送信補償金制度」の対象には当たらず、無断公衆送信は認められておりません

学校用教材の公衆送信についても、1. のとおり教材出版社の利益を不当に害するものは禁止

②



長年の信頼… とうほう の資料集!!

ニューススタイル **ビジュアル地理**

別売「白地図作業帳」 教師用ウェブサービス付  
豊富な写真&ワークで知識を定着



---

みつけよう?と! **歴史資料**

教師用ウェブサービス付  
「問い」をスタートに、生徒が主体的に学べる構成



---

**ビジュアル公民**

教師用ウェブサービス付  
定番からユニークなものまで! 資料完備の決定版





東京法令出版 監製 〒380-8688 長野市南千歳町 1005 \* Tel 026-224-5411 \* Fax 026-224-5419 \* <https://toho.tokyo-horei.co.jp/>

2026年3月1日

都道府県・市町村・特別区教育委員会  
教 育 長 様  
学校教育担当課長 様

教材等著作権保護委員会  
委員長・弁護士 前田哲男

## ワーク、ドリル、テストなど学校用教材の著作権に関する学校への御指導のお願い

拝啓 学校教育の充実向上に対する日頃の御尽力に心より敬意を表させていただきます。

さて、教材出版社が制作・発行しておりますワーク、ドリル、テストなどの図書教材やデジタル教材等の学校用教材は、学校教育法及び学校管理規則などにより使用することが認められている副教材です。このような学校用教材に関し、教材出版社から販売代理店を通して小・中学校にお届けした教材の見本や採用後の教材が、先生方の手でそのまま複写されたり、パソコンやサーバにデータとして取り込まれたりしていわゆる“自作教材”となり、児童・生徒に利用されるという例が、残念ながら後を絶ちません。これによって出版社・代理店ともに著しい経済的な打撃を受けており、その対策に頭を痛めております。

また、1人1台端末の整備に伴い、ICT環境を活用した学びの充実が期待される場所ですが、端末の活用により、先生だけでなく、児童・生徒も容易に教材の撮影や画像データの配信が行えることから、学校用教材の著作権侵害の防止にはより一層の配慮が必要となっております。

そこで、著作権法の遵守について、以下のとおり所管の小・中学校及び先生方への御指導を賜り、年度はじめの職員会議の席などで周知していただきたく、本書面を差し上げる次第です。よろしくごお願い申し上げます。

①



**2026年度版**

- 自分の思いを伝える工夫を紹介  
**プレゼンテーション**
- ICTで自己表現の可能性が広がる  
**タブレット端末を活用しよう**
- 形、色など(共通事項)をまとめた  
**巻頭特集 「美のエッセンス」**

**感じる 表す 美術**

定価(税込)780円 A4判カラー 184P

信頼をつちかい 学びで未来をひらく

株式会社 **浜島書店**

〒466-8691 名古屋市昭和区阿由知通2-1-1  
TEL 052-733-8040(代) FAX 052-733-8977  
<http://www.hamajima.co.jp/>

されています。児童・生徒数分の教材を採用している場合でも、撮影・配信した教材の画像データが蓄積されていくこと等により将来における著作物等の潜在的販路を阻害するなど、教材出版社の利益を不当に害する可能性が高い場合には、原則として、著作権法第35条第2項における「補償金」の範囲で利用できるケースには当たりません。すなわち、「補償金」を支払っても無許諾で学校用教材を公衆送信できるものではありません。(著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」9ページ参照)

#### 4. 教材の複製・公衆送信に際しては、教材出版社にお問い合わせください

学校用教材の著作権について、原則となる考え方は先述のとおりですが、ここ最近では、複製や公衆送信の形態も多様になってきており、学校の状況・事情等に応じて、著作権者である教材出版社等の判断により、柔軟な対応ができる場合もありますので、教材出版社等に事前に確認することをお勧めいたします。

#### 5. 著作権法では、著作権侵害行為に対する罰則は「10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金、又はその併科」とされております

著作権法の罰則規定は重く、先述のような著作権侵害行為があった場合は、著作権法違反として厳しい刑罰を科せられることがあります。また、著作権者が被る損害が著しい場合には、教材出版社のみならず、教科書掲載作品の著者などからも損害賠償請求の訴訟が提起されることにもなりかねません。

#### 6. 御指導方をお願い

各位におかれましては、教育の場で刑事・民事の著作権紛争が発生するという不祥事を未然に防止するためにも、各先生方に対し、著作権法を遵守し違法な複製や公衆送信を根絶することについての御指導をいただきたく、お願い申し上げます。

なお、学校用教材と著作権については、一般社団法人日本図書教材協会のホームページ内に解説とFAQが掲載されておりますので、そちらも御参照ください。



協会ホームページ  
[ <https://nit.or.jp> ]

敬具

### ③

## 編集後記

教育DXは紙かデジタルかの二項対立で語られがちですが、背景には校務のDXと指導・学習のDXの混同があります。校務のDXは効率化が見えやすい一方、指導・学習のDXは先生や子どもたちの視点で丁寧を考える必要があります。その視点に立てば、デジタルは目的ではなく、大切なのは適切な指導と豊かな学びの実現であり、そのための最適で良質な教材がデジタル・紙を問わず選ばれることが重要だとわかります。また、指導・学習の当事者である先生や子どもたちの意見を尊重しながら教材を選択・活用していくことが望ましく、現場の声を置き去りにした導入にならないよう、教育行政の方々にも十分に配慮していただきたいです。

(竜)

## <新学期に向けた主なシステム改修>

### 伝票作成機能の向上

入金済請求書の編集、教師用数量の伝票作成が可能となり、利便性が向上!

### 外税消費税の導入

外税商品の扱いが可能になり、外税商品の注文登録、請求書作成に対応!

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

そのほか、操作権限付与や注文一覧の改良、外部Web発注データ(CSV)の簡易取込みなどを行う予定です。